

報道資料

4月8日以降の当面の対応

令和2年4月6日
大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

※4月7日の国の緊急事態宣言及び緊急経済対策を受け、下線部を修正しました。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年4月1日）」や文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月1日改訂）」を踏まえ、4月8日以降の対応を次のとおりとする。

1 感染拡大防止の徹底について

（1）感染防止対策として県民に以下のことを引き続き要請

当分の間、

- ① 海外渡航並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）への不要不急の移動を自粛すること
- ② 3月以降に、海外から帰国・入国した方並びに緊急事態措置を実施すべき区域から帰県・転入した方は2週間不要不急の外出を自粛するとともに健康観察を行い、感染が疑われる場合には、最寄りの保健所に速やかに相談すること

なお、従来からお願いしているように、

- ③ 発熱や風邪症状などがある方は、無理をせずに仕事や学校を休み、外出を控えること
- ④ 効果的な予防策である入念な手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ⑤ 「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の3つの条件が同時に重なる場所を避けること
特に、自覚症状がなく感染の発見が難しい場合が多い若い方は、慎重な行動をとること

（2）大規模イベント等の取扱いについて

全国的かつ大規模なイベント等や、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なる集まりについては、引き続き当分の間、自粛を要請する。

ただし、主催者がどうしても開催する必要があると判断する際には、感染症対策を十分に講じた上で、慎重に行うよう求める。

（3）PCR検査体制

1日あたり大分県、大分市合わせて132検体まで検査可能な体制を構築したことから、医療機関において、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、PCR検査の実施について、保健所に躊躇なく相談することを要請する。

（4）医療提供体制（受入病床の確保）

感染拡大により医療崩壊を招かないことが重要であることから、感染症病床に一般病床を加え、118床を確保し、さらにその増床を図る。

また、現在感染者の診療にあたっている医療従事者の心理的負担を考慮し、本人や家族への風評被害の防止について県民へ周知・啓発を図る。

2 学校の対応について

- (1) 県立高校・中学校については、国のガイドラインに基づいて、感染リスクを下げる対策を講じた上で、4月8日（水）から再開する。

なお、大分・別府・中津・臼杵・由布市及び日出町内の県立高校・中学校については、公共交通機関における通勤時間帯を避けるため、時差通学を実施するほか、地域の実情に応じて、再開の時期の変更は柔軟に行う。

教育活動の実施に当たっては、密閉空間、生徒の密集、近距離での密接な会話の3つの条件が同時に重なることを避けるために、マスク着用、手指消毒、毎日の検温・こまめな換気など、万全の感染症対策を講じる。

また、生徒に対し、下校後も、同様に密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話の3つの条件が同時に重なることを避け、速やかに帰宅するよう指導する。

- (2) 県立特別支援学校については、個々の児童生徒の障がいの状況に十分配慮しながら、4月8日（水）から一週間程度を目処に準備が整った学校から再開する。

①スクールバスについては、感染リスクを下げるため、間隔を空けた座席配置、車内の換気等の対策を徹底し運行する。乗車人数が限られるため、学校の実情に応じて、保護者送迎を要請する。

②感染リスクを下げるために、空き教室の利用や分散登校などの密集状態を避ける工夫をして実施する。

- (3) 部活動については、身体接触を伴う活動を制限するとともに、密閉空間、生徒の密集、近距離での密接な会話・接触の3つの条件が同時に重ならないよう、実施内容や方法を工夫して行う。

ただし、合宿や他校との交流（合同練習、練習試合）は当分の間禁止とする。

- (4) 学校給食については、牛乳の提供体制や食材の確保の目処が立った時点で、安全・安心な提供体制を整えた上で開始する。

- (5) 4月に実施予定の宿泊を伴う学校行事については、延期または中止とする。

なお、校内で宿泊を伴わない形で実施する場合は、3つの条件が同時に重ならないよう十分配慮する。

- (6) 県立学校の入学式については、感染防止措置を徹底し、出席者は新入生及びその保護者、教職員とし必要最小限の人数で実施する。なお、来賓の招待や在校生の入学式への出席は行わない。

- (7) 学校再開後、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、国のガイドラインに沿って、当該児童生徒等の出席停止措置を取る。また、必要に応じて、学校の一部又は全部の臨時休業措置を取る。

- (8) 市町村立の小中学校・義務教育学校及び私立学校についても、上記の対応を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応するよう要請する。

3 県立社会教育施設等について

- (1) 県立図書館、先哲史料館については、当分の間、不特定多数が密集する環境（学習室及び研修室等）の利用を制限しながら、感染防止対策を行った上で、4月8日（水）から再開する。

なお、県立図書館については、開館時間を短縮した上で、図書の貸出を行う。あわせて滞在時間を短縮するため、ホームページで蔵書検索をした上での来館を呼びかける。入館に当たっては手指消毒、マスクの着用など感染防止対策の徹底を図る。

- (2) 香々地青少年の家、九重青少年の家については、感染防止対策を行った上で、屋外施設と体育館（プレイホール）の利用を4月8日（水）から再開する。ただし、当分の間、宿泊の受入はせず、食堂、プラネタリウム館は再開しない。

- (3) 体育施設については、身体接触を伴う活動を制限するなど、感染防止対策を行った上で、トレーニングルームを除き、4月8日（水）から再開する。

- (4) 県立社会教育施設等における下記に該当する貸館行事について、引き続き、主催者に自粛を要請する。

- ① 全国的大規模であるもの
- ② 密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるもの

4 経済対策（補正予算等）について

- (1) 3月27日に成立した令和元年度3月補正予算を早期に執行する。

- (2) 国の第2弾の緊急対応策を踏まえ、事業者や個人向けの金融対策、雇用調整助成金や県が創設した制度資金などの施策についての情報発信に加え、相談窓口での適切な支援メニューの紹介に引き続き注力する。

- (3) また、国の第3弾の緊急対応策を踏まえ、令和2年度補正予算編成を含め、緊急に対応を行う。

- (4) 社会・経済機能を維持するため事業を継続している各事業所に対して、感染拡大防止を徹底するよう、引き続き下記事項を要請する。

- ① 事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底
- ② 在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用
- ③ 事業場の換気等の励行
- ④ 発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨
- ⑤ 出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等

【抜粋】

新型コロナウイルス感染症対策に関する学校の新学期開始状況等について

新型コロナウイルス感染症対策に関し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における新学期開始の状況等について、令和2年4月7日（火）付けで取りまとめたところですが、このたび、調査結果を令和2年4月10日（金）21時30分時点の状況に更新しましたのでお知らせいたします。

※ 調査時点での見込みの回答も含まれているため、今後調査結果に変更が生じる可能性もあります。

1. 新学期開始の状況について

(1) 新学期の教育活動を開始した学校の状況（国公私立学校）

緊急事態宣言が発出された7都府県の公立学校では、全面的な臨時休業措置が取られており、これら以外の地域においても、地域の感染拡大状況に応じて、新学期の開始又は臨時休業の継続の対応がとられています。全体としては、約4割の学校が新学期を予定通り開始しています。

（※）春季休業の当初終了予定日を延期している場合も、臨時休業の実施に含む。

【表1】 新学期の教育活動を開始した学校の割合（全国）

	公立	国立	私立	合計
幼稚園	54%	37%	64%	59%
小学校	33%	29%	21%	33%
中学校	34%	30%	20%	33%
義務教育学校	45%	25%	100%	45%
高等学校	39%	20%	26%	35%
中等教育学校	40%	0%	35%	36%
特別支援学校	31%	29%	36%	31%
専修学校高等課程	20%	0%	45%	45%
計	36%	30%	49%	38%

（※）表中の割合は、回答があった学校数全体のうち、調査時点で臨時休業を実施する予定はないとした学校数の割合を示す。

【表 2】 7 都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）
における新学年の教育活動を開始した学校の割合

	公立	国立	私立	合計
幼稚園	6%	0%	36%	27%
小学校	0%	0%	8%	0%
中学校	0%	0%	4%	1%
義務教育学校	0%	－	－	0%
高等学校	0%	0%	4%	2%
中等教育学校	0%	0%	20%	5%
特別支援学校	0%	0%	0%	0%
専修学校高等課程	0%	0%	27%	27%
計	0%	0%	24%	6%

(※) 表中の割合は、回答があった学校数全体のうち、調査時点で臨時休業を実施する予定はないとした学校数の割合を示す。

【表 3】 7 都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）
以外の道府県における新学年の教育活動を開始した学校の割合

	公立	国立	私立	合計
幼稚園	73%	44%	92%	82%
小学校	49%	40%	40%	49%
中学校	50%	40%	43%	49%
義務教育学校	60%	25%	100%	59%
高等学校	55%	43%	46%	53%
中等教育学校	58%	0%	42%	51%
特別支援学校	45%	38%	71%	45%
専修学校高等課程	25%	－	66%	65%
計	52%	40%	75%	55%

(※) 表中の割合は、回答があった学校数全体のうち、調査時点で臨時休業を実施する予定はないとした学校数の割合を示す。

令和2年4月14日
大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

東京都や大阪府などの緊急事態宣言区域の感染拡大が止まらず、特に隣接する福岡県における感染者の急増は憂慮される。大分県においても予断を許さない厳しい状況が続いている。このような状況に鑑み、大分県は以下の対策を講じることとする。

※新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言区域」（4月14日現在）

7都府県：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

1 感染拡大防止の徹底について

（1）感染防止対策として県民に以下のことを要請

当面、5月6日までの間、

- ① 海外渡航並びに緊急事態宣言区域への不要不急の移動を自粛すること
- ② 海外から帰国・入国した方並びに緊急事態宣言区域から帰県・転入した方については、2週間不要不急の外出を自粛するとともに健康観察を行い、感染が疑われる場合には、最寄りの保健所に速やかに相談すること
- ③ 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話）が同時に重なる場所を避けること
特に、3つの条件がより濃密な形で重なる繁華街の接客を伴う飲食店等への出入りを避けるとともに、その可能性が高い人混みへの不要不急の外出やイベントなどへの参加についても自粛すること

なお、従来からお願いしているように、

- ④ 発熱や風邪症状などがある方は、無理をせずに仕事や学校を休み、外出を控えること
- ⑤ 効果的な予防策である入念な手洗いや咳エチケット等を徹底すること

（2）大規模イベント等の取扱いについて

全国的大規模かつ大規模なイベント等や、3つの条件が同時に重なる多人数の集まりについては引き続き当分の間、自粛を要請する。

ただし、主催者がどうしても開催する必要があると判断する場合には、感染防止対策を十分に講じた上で、慎重に行うよう求める。

2 学校の対応について

（1）県立高校・中学校については、引き続き国のガイドラインに基づいて、感染リスクを下げる対策を講じた上で教育活動を行う。

なお、大分・別府・中津などを中心に、県立高校で実施している時差通学について、JR列車内や駅構内での通学時間帯の混雑を緩和するため、生徒の利用する便を分散させるとともに、大型バスによる輸送を行う。

また、教育活動の実施に当たっては、3つの条件が同時に重なることを避けるために、登下校時を含むマスク着用の徹底、手指消毒、毎日の検温・こまめな換気に加え、体育授業時の更衣室の一斉利用を避けるなど、引き続き万全の感染防止対策を講じる。

（2）県立特別支援学校については、個々の児童生徒の障がいの状況に十分配慮しながら、今月中に再開する。ただし、別府支援学校石垣原校については、引き続き関係する医療機関と十分協議を行った上で再開時期を決定する。

- (3) 学校における感染防止対策の徹底を期しているところであるが、校内はもとより、通学時のマスク着用など、校外での指導をさらに強化するとともに、その実施状況を把握する。
- (4) 児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、国のガイドラインに沿って、当該児童生徒等の出席停止措置を取る。また、必要に応じて、学校の一部又は全部の臨時休業措置を取る。
- (5) 市町村立の小中学校・義務教育学校及び私立学校についても、上記の対応を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応するよう要請する。

3 県立社会教育施設等について

- (1) 社会教育施設等については、引き続き不特定多数が密集する場所など一部の利用を制限しながら、感染防止のための万全の措置を取り運営する。
- (2) 県立社会教育施設等における下記に該当する貸館行事について、引き続き、主催者に自粛を要請する。
 - ① 全国かつ大規模であるもの
 - ② 3つの条件が同時に重なるもの

4 経済対策（補正予算等）について

- (1) 3月27日に成立した令和元年度3月補正予算を早期に執行する。
- (2) 国の第2弾の緊急対応策を踏まえ、事業者や個人向けの金融対策、雇用調整助成金や県が創設した制度資金などの施策についての情報発信に加え、相談窓口での適切な支援メニューの紹介に引き続き注力する。
- (3) 県民への自粛要請により影響を受ける事業者への相談窓口（コールセンター）を新たに設置する。
- (4) 国の第3弾の緊急対応策等を踏まえ、令和2年度補正予算の編成を早急に進め、事業継続への支援として、雇用調整助成金や持続化給付金による支援を行うほか、民間金融機関でも無利子融資が受けられる仕組みを急いで構築する。
 また、県民一体となった感染防止対策を強化するため、旅館・ホテルや飲食業に対する県民との協働支援を構築するなど、きめ細かな対応を行う。
 これらの支援は、迅速に実行することが大事であり、商工団体など関係機関の協力も得ながら、伴走型で支援を行っていく。
- (5) 社会・経済機能を維持するため事業を継続している各事業所に対して、感染拡大防止を徹底するよう、引き続き下記事項を要請する。
 - ① 事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底
 - ② 在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用
 - ③ 事業場の換気等の励行
 - ④ 発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨
 - ⑤ 出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等

※上記1（1）③における「接客を伴う飲食店等」
 バー、ナイトクラブ、カラオケボックス、ライブハウスなどの遊興施設

報道資料

学校等に係る4月17日以降の対応

令和2年4月16日

大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、4月14日付け「4月15日以降の当面の対応」に基づき感染拡大防止に取り組んでいるが、昨日、県内で新たに5名の感染者が確認され、現時点で感染経路が不明であることから、学校及び県立社会教育施設等に係る4月17日以降の対応については以下のとおりとする。

1 学校の対応について

- (1) 県立高校・中学校については、4月17日（金）から2週間後の5月1日（金）まで休校とし、休日・週休日を含め5月6日（水）まで学校での教育活動は行わない。なお、ほとんどの学校で始業式・入学式を終え、新学期の授業をスタートできたことから、休校中も生徒の状況を踏まえて自宅での学習を支援する。
- (2) 県立特別支援学校においても同様に休校とするが、児童生徒の状況によっては、居場所確保のために、万全の感染防止措置を取った上で、学校での受け入れを行う。
- (3) 市町村立の小中学校・義務教育学校及び私立学校についても、上記の対応を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応するよう要請する。

2 県立社会教育施設等について

- (1) 県立図書館などの社会教育施設や県立美術館、県立体育施設については、上記1の対応等に伴い、いわゆる3つの条件が同時に重なり感染リスクが高まるおそれがあることから、4月17日（金）から5月6日（水）まで休館とする。
- (2) 県立社会教育施設等は、不特定多数の参加が見込まれる貸館行事について、4月17日（金）から5月6日（水）の間、主催者に自粛を要請する。

新型コロナウイルス発生を受けての各市町村立学校の状況

令和2年4月16日(木)17:30現在
教育改革・企画課まとめ

1 学校を再開している市町村(2市町)

	市町村	学校再開日		始業式		入学式		備 考
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
1	豊後大野市	4/8	4/8	4/8	4/8	4/10	4/9	
2	玖珠町	4/8	4/8	4/8	4/8	4/10	4/9	

2 臨時休業中の市町(16市町村)

	市町村	学校再開予定日		始業式		入学式		備 考
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	
1	由布市	5/7	5/7	4/8	4/8	4/10	4/9	4/8始業式実施 4/9～4/17休業決定 後、再度5/7までの休業 を決定
2	臼杵市	4/20以降	4/20以降	4/8	4/8	4/10	4/9	4/8始業式実施 4/9～4/20休業
3	日田市	5/7	5/7	4/22、4/23	4/22、4/24	4/24	4/23	4/8～4/21休業決定 後、再度5/7までの休業 を決定
4	九重町	4/23	4/23	4/8	4/8	4/24	4/24	4/8再開後、再度休業決定
5	竹田市	4/23	4/23	4/23	4/23	4/27	4/24	
6	佐伯市	5/7	5/7	4/8	4/8	4/10	4/9	4/8再開後、再度休業決定
7	津久見市	5/7	5/7	4/8	4/8	4/10	4/9	4/8再開後、再度休業決定
8	姫島村	5/7	5/7	4/8	4/8	4/10	4/10	4/8再開後、再度休業決定
9	日出町	5/7	5/7	4/8	4/8	4/13	4/10	4/8再開後、再度休業決定
10	中津市	5/7	5/7	4/8	4/8	4/13	4/10	4/8再開後、再度休業決定
11	杵築市	5/7	5/7	4/8	4/8	4/13	4/10	4/8再開後、再度休業決定
12	国東市	5/7	5/7	4/8	4/8	4/13	4/10	4/8再開後、再度休業決定
13	宇佐市	5/7	5/7	4/8	4/8	4/13	4/10	4/8再開後、再度休業決定
14	豊後高田市	5/7	5/7	4/8	4/8	4/13、4/14	4/10	4/8再開後、再度休業決定
15	大分市	5/7	5/7	4/8	4/8	4/13	4/9、4/10	4/8始業式実施 4/9～5/1休業
16	別府市	5/7	5/7	4/20	4/20	4/23	4/22	

(公印省略)

教委義第 3 5 号

令和 2 年 4 月 7 日

各市町村教育委員会教育長 殿

大分県教育庁義務教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う教育活動の
再開にあたっての留意事項について(依頼)

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う教育活動の再開に当たっての留意事項については、「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」(令和 2 年 3 月 2 4 日 文部科学省)の別添資料として「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が、また 4 月 1 日には「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂版が示されたところです。

各学校においては、臨時休業中から家庭学習の支援や未指導分の確認、次年度の補充指導等の検討などすでに多くのご対応をいただいているところですが、学校再開に当たっての参考資料として、「学習指導に関する留意事項」を別紙のとおり取りまとめました。

つきましては、貴教育委員会関係者及び貴管内の義務教育諸学校に周知いただくとともに、各学校に対して必要な指導・助言をお願いします。

大分県教育庁義務教育課義務教育指導班

担 当 : 瀧口 忍

連絡先 : TEL 097-506-5534

FAX 097-506-1795

E-mail takiguchi-shinobu@pref.oita.lg.jp

(別紙)

学習指導に関する留意事項**(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて**

今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しく遅れが生じることがないように、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること。

- ① 令和2年度の教育課程内での補充については、令和2年3月9日付け教委義第2091号「新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業期間における小学校、中学校及び義務教育学校の指導内容の確認及び未指導の内容が生じた際の対応例について（依頼）」等を参考にする。
- ② 臨時休業に伴う未指導の内容について年度当初に補充する場合は、学習指導要領に示された以下の内容も参考に、カリキュラム・マネジメントの考え方を生かし年間の授業を計画すること。

学習指導要領 第1章第2の3の(2) ア

ア 各教科等の授業は、年間35週（第1学年においては34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、**各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。**

- ③ 平成31年4月8日付け教委義第10号「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて（通知）」にある「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」により対応することなども考えられること。

(2) 補充のための授業を行う場合の留意点

補充のための授業等、必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。

- ① 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ② 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの、その際、児童生徒に見合った授業日数・授業時数であることや、教職員の負担過重とならないように配慮すること。

(3) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した「3つの条件が同時に重なる場」を避けるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導（単元や題材）の順序（時期等）の変更などが考えられること。

「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため

- 換気の悪い密閉空間にしないため換気を徹底する
- 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮をする
- 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

- ① 「3つの条件が同時に重なる場」を避ける一方で、児童生徒の資質・能力の育成に資する学習を充実させる観点から、新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」による授

業改善に取り組むこと。その際、特に「対話的な学び」とは、そもそもグループ学習やペアワーク等による話し合い活動等の学習形態を指すものではないことに留意し、ICT 機器や思考ツール等を効果的に活用したり、先哲や作者等の考えに触れたりすることで自己の考えを広げるなどの学習活動を工夫して行うこと。(※参考資料 1・2 参照)

- ② 活動を伴う授業は、以下の外国語活動・外国語の例を参考に、各学校の実態に応じて指導を工夫すること。

外国語活動・外国語の例 (※参考資料 3 参照)

- 外国語の授業では、コミュニケーションの一環としてハイタッチ等をさせるケースがあるが、お互いの距離を取る観点から、そのような行動を避けることが望ましい。
- 通気と距離を確保する観点から、特に伝え合う活動に焦点を当てた授業を実施する際には、体育館や多目的スペースなど、教室以外の広い空間を使用することも考えられる。
その際、特に小学校では、広い教室であっても子ども同士が接近することが予想されるので、「ビニールテープを使って位置を示す」などにより距離を取るようにする。
- 本を持って説明をしたり読み聞かせをしたりする際には、実物投影機などを使用することにより、子ども同士が近付かなくてもよい工夫をする。

- ③ 実技指導については、以下の音楽科・体育科の例を参考に、各学校の実態に応じて指導を工夫すること。

音楽科の例 (※参考資料 4 参照)

- 音楽科においては、当面の間、原則として「歌唱」や「器楽（鍵盤ハーモニカ・リコーダー等）」といった、飛沫感染の恐れのある活動は行わない。
- 当面の間は年間指導計画の順序を変更し、小学校では「音楽づくり」や「鑑賞」、中学校では「創作」や「鑑賞」などの活動を優先して実施する。
※ただし、「音楽づくり」や「創作」においては、飛沫感染の恐れがない活動を実施する。
(例) リズム学習
- 器楽では「木琴・鉄琴」などの打楽器や、「箏」「三味線」などの和楽器など、飛沫感染の恐れがない楽器を扱うことは考えられるが、合奏や児童生徒が密集した活動は避けること。

体育科の例

- 「3密」(密閉、密接、密集)を避けるため、屋内では換気を行う、人と人の間隔を1 m以上空ける、大声を発した運動をしない、など対策を講じること。
なお、年間指導計画を弾力的に見直し当分の間、屋外での授業を中心に実施する等配慮すること。特に剣道や柔道などの武道については、2学期以降に実施すること。
- 臨時休業期間が長かったことを踏まえ、運動強度を段階的に上げる等、児童生徒の状態に応じた適切な指導をすること。
- 事前に健康観察を行い、軽微でも発熱や風邪等の症状がある児童生徒は授業に参加させないこと。

(4) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別を許さない教育について

感染者、濃厚接触者とその家族、感染症対策の医療従事者等やその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症対策に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような差別や偏見が生じないようにすること。

- ① いじめの早期発見やいじめが発生した際の対処等については、各学校において組織的に対応することや毅然とした対応をすることが重要となる。いじめと疑われる行為を発見したり通報を受けたりした場合には、まず、その場で行為を止めるとともに、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保した上で、真摯に傾聴し指導していくことが大切である。
- ② いじめの防止や安全の確保といった課題について、道徳教育や道徳科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。(※参考資料5参照)

学習指導要領解説 総則編 道徳教育推進上の配慮事項 より

- 道徳教育においては、道徳科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめとし、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などをしっかりと育てることが大切である。

「対話的な学び」とは

(参考資料 1)

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること
等を通じ、自己の考えを広げ深めること。

対話的な学びとは、学
習の形態のことではあ
りません。

グループ学習やペアワーク
等の話し合いの活動だけ
ではありません。



- ◇先哲との対話
 - ◇作者との対話
 - ◇自己内対話
 - ◇過去や未来の自分との対話
 - ◇各種のツールを活用した対話
- 等、様々な場合が考えられます。

【付箋を使った対話】



考えを付箋に書き、班で回して読
み合うことで、様々な考えを知るこ
とができます。グループによる対話
と同じ効果が期待できます。

【ICT機器を使った対話】



自分の考えを書いて、伝え合
うことができます。声を出さなく
ても、視覚的に伝えることができ
ます。

【作者との対話】

宮沢賢治さんの本では、他に
も生と死の対比に関わる作品
が多かったのだ、賢治さんは、
「命」や「真剣に生きる」こ
とを大切にしているのだと思
いました。

国語の授業後の児童の振り返りです。
宮沢賢治の考え方や生き方を想像し
ながら書いていることがわかります。

【過去の自分との対話】



自分のノートをペラペラとめくりながら、
課題の解決に取り組んでいます。
前時での学びを確認したり、見直した
りすることは、過去の自分と対話をして
いると言えます。

【ハンドサインを使った対話】



グループにならなくても、
声を出さなくても、自分の
立場や意志を伝えること
ができます。

【ノートによる対話】

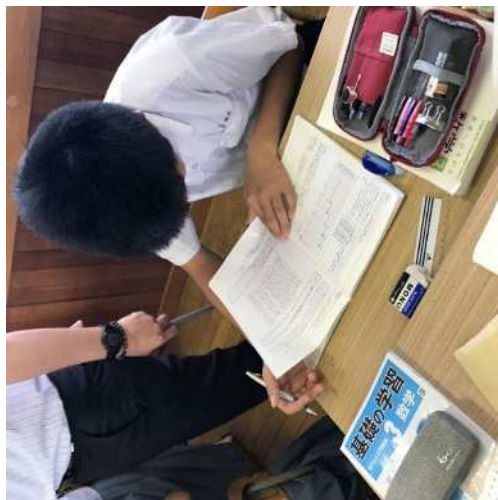


上段に自分の考えを書き、下段に
友達の考えを書き、比べています。
これも友達との対話と言えます。
比べることにより、自分の考えを広
げ深めることが期待できます。

ペアやグループでの活動を設定しにくい状況の今、より求められる「教師の説明する力」

(参考資料 2)

【過去の自分との対話】



自分のノートをペラペラとめくりながら、課題の解決に取り組んでいます。前時での学びを確認したり、見直したりすることは、過去の自分と対話をしていると言えます。

単元の4時間目では、生徒同士の対話や写真のような自分との対話が多く見られました。

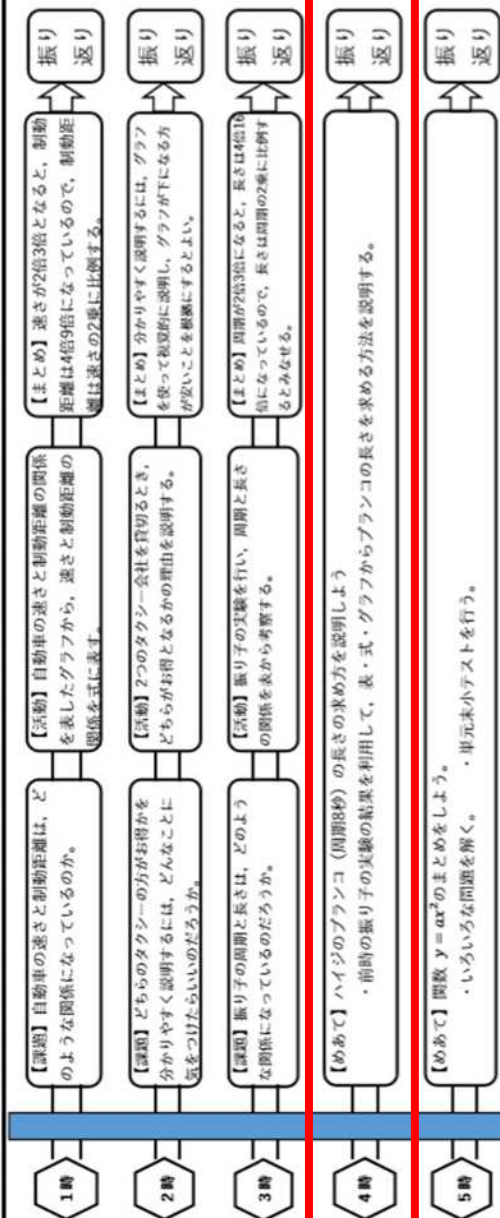
このような授業が実現できたのは、1～3時間目の授業において、必要な知識や技能を確実に身に付けているからです。1～3時間目の授業では、教員が説明する場面がやや多いと思いますが、4時間目の対話中心の学習展開の基盤となっています。

単元や題材のまとまりの中で、以下のことを、どこに設定し、どのように組み立てるかを考えることが大切です。

- ・学習の見通しを立てたり振り返ったりする場面
- ・対話によって考えを広げたり深めたりする場面
- ・子どもが考える場面と教員が教える場面

小単元計画【第3学年 いろいろな事象と関数】

【小単元のねらい】身のまわりの関数 $y = ax^2$ の事象について、具体的な事象の中から2つの事象を取り出し、それらの変化や対応を調べることを通して、関数関係を見だし、考察・表現できるようにする。
【小単元のめあて】身のまわりの事象から関数関係を見つけ、その関係を利用して問題を解決しよう。



教師の説明する力や話す力を磨きましょう。

ペアやグループでの活動を設定しにくい状況では、教師の説明するスキルがより重要になります。

聞いている間に疑問や問いをもたせるような話し方、意図的な問いの取り方、効果的な教材・教具の提示、筋道の分かる明快な説明のスキルを磨いて授業に臨みましょう。

(参考資料 3)

基本的事項

各教科等の指導と同様に、まずは教室等のこまめな換気の徹底や、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用するよう指導するなど、感染症対策を講じること。



○ 身体的な接触の回避

外国語の授業では、コミュニケーションの一環としてハイタッチ等をさせるケースがあるため、お互いの距離を取る観点からそのような行動を避けることが望ましい。

○ 体育館や視聴覚室、大教室など、広い空間での指導

通気と距離を確保する観点から、特に伝え合う活動に焦点を当てた授業を実施する際には、教室以外の広い空間を使用することも考えられる。

○ 児童生徒同士が接近しないための工夫

・言語活動のため机を向かい合わせにしたり、隣同士でつけることがあるが、それを避けるために机を前に向かせることが考えられる。

・特に小学校では、広い教室を使う場合でも、子ども同士が接近することが多いので、ビニールテープを使って位置を示したり、距離を取らせたりする。また、本などを持って説明したり読み聞かせをしたりする際は、子どもが密集する可能性があるもので、実物投影機などを使って近付かなくてもよい工夫をする。

I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン(R2.3.24文部科学省)より

(参考資料 4)

(3) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても、本ガイドライン1. (1)に示す感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

音楽科（小学校・中学校）の対応

- 音楽科においては、当面の間は、原則として、「歌唱」や「器楽（鍵盤ハーモニカ・リコーダー等）」といった、飛沫感染の恐れがある活動は行わない。
- したがって、当面の間は、年間指導計画の指導順序を変更し、小学校では、「音楽づくり」や「鑑賞」、中学校では、「創作」や「鑑賞」などの活動を優先して実施する。
- ただし、「音楽づくり」や「創作」においては、飛沫感染の恐れがない活動を実施する。
(例)リズム学習
- なお、器楽では、「木琴・鉄琴」などの打楽器や、「箏」「三味線」などの和楽器など、飛沫感染の恐れがない楽器を扱うことは考えられるが、合奏や児童生徒が密集した活動は避ける必要がある。

いじめ防止に向けて①

(参考資料5)

～学級の中で想定される「いじめ事案」に対応するために～

道徳教育は先手の教育

いじめや偏見などの事案が発生しないように、児童生徒の心が荒れないように教育活動を進めていくことが大切です。

【想定される事案（例）】

咳やくしゃみをした児童生徒に対する誹謗中傷

欠席した児童生徒に対するうわさや偏見

体調のすぐれない児童生徒を避けるようになる

熱を出して、保健室へ行った児童生徒に対するうわさや偏見

気分がすぐれない児童生徒に対する誹謗中傷や仲間外し

体調が回復し、登校した児童生徒に対して避けるようになる

【このような事案が起きないようにするために（例）】

次のようなことを、事前に指導しておく（伝えておく）

○誰もが、感染する可能性があること
○根拠のない決めつけ、うわさ、偏見は、いじめと同様の行為であること
○みんなが協力しなければ、感染拡大防止には対応できないこと

○咳や発熱にも、様々な原因があること
・風邪
・ぜんそく
・アレルギー等

○具合が悪くなったら、先生は全員に同じように対応すること
・保健室に連れていき、熱を測る
・発熱の症状が出た場合は、教室や保健室等を消毒する等

【日常の道徳教育と道徳科の授業の両輪で指導していく】

○学校では、日々、朝の学活から帰りの学活まで道徳教育が行われています。
○いじめにつながるような小さな芽も見逃さず、即座に指導していくことが大切です。

○道徳科の授業は、計画的な指導が大切です。いじめの教材を扱う場合、いじめ事案が発生してからではなく、事前に扱うことが大切です。

いじめ防止に向けて②（小学校） ～教科書に掲載されている「いじめ防止」に向けた教材～

課題となっている授業

「いじめは許されない」ということを児童生徒に言わせたり書かせたりするだけの授業



求められる授業

いじめやいじめにつながる具体的な問題場面について自分自身のこととして多面的・多角的に考え、議論していく授業

- ・どのようなことが、いじめになるのか。
- ・なぜ、いじめが起きるのか。
- ・なぜ、いじめはしてはいけないのか。
- ・いじめはしていないと分かっていても、なぜ止められないのか。
- ・どうすれば、いじめを防ぐこと、解決することができるのか。
- ・いじめにより生じた結果について、どのような責任を負わなくてはならないのか。等

光文書院

学年	教材名	内容項目	この学習を通して、育みたい心情・判断力・態度など(例)
小1	「ぼくはいかない」	規則の尊重	いじめの場面に出合ったときに、それを許さないという態度を育みたい。
小2	「くつかくし」	正直・誠実	してはいけないことは、絶対してはいけないという心情を育みたい。
小3	「うわさ話・つらい気持ち」	相互理解・寛容	「うわさ話」を安易に信じたり、広めたりしない態度を育みたい。
小4	「良太のはんだん」	公正・公平、社会正義	誰にでも分け隔てなく接しようとする心情を育みたい。
小5	「ガンジーのいかり」	公正・公平、社会正義	いわれのない差別や偏見をなくそうとする心情や態度を育みたい。
小6	「森川くんのうわさ」	公正・公平、社会正義	学級の中の仲間外れを、許さない・見逃さない心情や態度を育みたい。

学 研

学年	教材名	内容項目	この学習を通して、育みたい心情・判断力・態度など(例)
小1	「みらいくんの え」	公正・公平、社会正義	人によって態度を変えず、誰とでも仲良くしようとする心情を育みたい。
小2	「つくえふき」	公正・公平、社会正義	人によって態度を変えず、公平に接しようとする心情を育みたい。
小3	「言い出せなくて」	善悪の判断、自律	何気ないあいだ名等により、人を傷つけない態度を育みたい。
小4	「友だちが泣いている」	善悪の判断、自律	何が正しくて、何がいけないことなのか判断する力を育みたい。
小5	「いじめをなくすために」	公正・公平、社会正義	いじめを許さない心情や何がいじめになるのか判断する力を育みたい。
小6	「温かい行為が生まれるとき」	親切・思いやり	相手の気持ちや立場を考えた行動をとろうとする心情を育みたい。

いじめ防止に向けて②（中学校） ～教科書に掲載されている「いじめ防止」に向けた教材～

課題となっている授業

「いじめは許されない」ということを児童生徒に言わせたり書かせたりするだけの授業

求められる授業

いじめやいじめにつながる具体的な問題場面について自分自身のこととして多面的・多角的に考え、議論していく授業

- ・どのようなことが、いじめになるのか。
- ・なぜ、いじめが起きるのか。
- ・なぜ、いじめは許さないといけないのか。
- ・いじめは許さないといけないのか、なぜ止められないのか。
- ・どうすれば、いじめを防ぐこと、解決することができるのか。
- ・いじめにより生じた結果について、どのような責任を負わなくてはならないのか。等

日本文教出版

学年	教材名	内容項目	この学習を通して、育みたい心情・判断力・態度など(例)
中1	「さかなのなみだ」	公正・公平、社会正義	自分の学級を、いじめのない集団にしようとする態度を育みたい。
	「いじめ」って何？ (補教材)	公正・公平、社会正義	いじめの構造を理解し、いじめを許さない態度を育みたい。
中2	「リスパクト・アザーズ」	公正・公平、社会正義	いわれのない差別や偏見を許さない心情や態度を育みたい。
	「ハイタッチがくれたもの」	よりよ 学校生活等	自分の学校や学級を、いじめのない集団にしようとする態度を育みたい。
中3	「卒業文集最後の二行」	公正・公平、社会正義	いじめは残酷な行為であることを理解し、許さない態度を育みたい。
	「私たちはなぜ人を攻撃するの」	相互理解・寛容	相手のことを推し量りながら、自分の気持ちを伝えようとする態度を育みたい。

東京書籍

学年	教材名	内容項目	この学習を通して、育みたい心情・判断力・態度など(例)
中1	「いじめに当てるのはなぜなの」	相互理解・寛容	どのような行為がいじめに当たるのか判断する力を育みたい。
	「傍観者でいいのか」	自主、自律、自由と責任	いじめの構造を理解し、いじめを許さない態度を育みたい。
中2	「私のせいじゃない」	公正・公平、社会正義	いじめを受けている人の気持ちを推し量ろうとする心情を育みたい。
	「あの子のランドセル」	自主、自律、自由と責任	いじめは残酷な行為であることを理解し、許さない態度を育みたい。
中3	「無実の罪」	公正・公平、社会正義	根拠のないうわさによる仲間外し等を許さない心情を育みたい。
	「ある日の午後から」	自主、自律、自由と責任	自分の行為が、他人を傷つけていないか振り返る態度を育みたい。

いじめ防止に向けて③

～「私たちの道徳」に掲載されている教材を使った授業イメージ～

いじめについて考え、議論する積極的な取組の例

中1	「いじめはなぜ起こるのか」 「いじめられる側にも問題があるの だろうか」を議論[本音を引き出す] → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	いじめめる側にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「考え、議論する道徳フォーラム」(128.7.27読売新聞東京 京本社主催、文部科学省委託)発表事例より	「考え、議論する道徳フォーラム」(128.7.27読売新聞東京 京本社主催、文部科学省委託)発表事例より	「考え、議論する道徳フォーラム」(128.7.27読売新聞東京 京本社主催、文部科学省委託)発表事例より
小6	傍観者、いじめめる側、いじめられる側のそれぞれの視点に立って考える授業 《問題場面》教材：私たちの道徳(小学校5・6年)より「その日の時間」 Aさん(傍観者) Bさん(いじめめる側) Cさん(いじめられる側) ごみ箱を運ぶ当番 「C、おまえが行けよ」 ごみ箱を押し付けられる →	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)
小5	問題場面において「何が問題だったのか」「自分ならばどうするか」を問う授業 《問題場面》 教材：私たちの道徳(小学校5・6年)より「知らない間の出来事」 主人公が友達に「転校してきた女の子が携帯電話を持っていない」と伝え たら、「前の学校で仲間外れにされていた」と歪曲して伝言されてしまう。 →	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)
小4	教室の風景を描いた絵を見て、どこに問題があるのか考えさせる授業 子供たちが遊んでいる休み時間の教室を描いた絵(右図)を見て、どこが問題なのか(いじめやいじめに つながるもの)は何か)考えさせる →	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)
小2	役割演技を通して、仲間はずれにする側の気持ち、される側の側の気持ち、される側の側の気持ちを考える授業 《問題場面》 教材：わたしたちの道徳(小学校1・2年)より「おおよねいりさん」 かめ・あひる・白鳥は、池の中の島へ泳いで遊びに行こうとする。泳げないり すから「いっしょにつれていってね」と頼まれるが断って行ってしまう。 →	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)
高1 特活	インターネットの書き込み例をもとに議論した後、新聞記事で事例を読んで考える授業 《問題場面》 友達にこう書き込まれたら何と思う 教材：いじめを苦にした自殺に関する新聞記事 『本当にもう一緒に行動するのがイヤ。まじでうざ い。...思っても直接は言えない。まじで苦痛...』 → 体が弱く学校を休みがちだった中3女子。運動会を前に登校に意欲 を見せるも、誹謗する匿名の書き込みで傷つき、自ら命を絶つ	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)	「いじめめる側」にいた教材の主人公が、いじめ られる側の気持ちに立って思ったことを元 → 学級通信で 意見を紹介 → (可視化)

本資料 ⇒ 平成29年7月 文部科学省【行政説明資料】道徳教育の抜本的充実に向けて

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/11/_icsFiles/afieldfile/2016/11/18/1279623_1_1.pdf

「私たちの道徳」はダウンロードできます。⇒https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/index.htm